

## 北海道開発分科会計画推進部会設置要綱

令和7年5月16日  
北海道開発分科会決定

### (設置)

- 1 国土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、北海道開発分科会（以下「分科会」という。）に計画推進部会（以下「部会」という。）を置く。

### (任務)

- 2 部会は、第9期北海道総合開発計画の推進に関し必要な事項について調査審議し、その結果を分科会に報告する。

### (専門委員会)

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための専門委員会を置くことができる。
- 4 専門委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 専門委員会に、委員長を置き、当該専門委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、専門委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

### (庶務)

- 8 部会の庶務は、国土交通省北海道局総務課において処理する。

### (雑則)

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

### (附則)

- 1 この要綱は、令和7年5月16日から施行する。  
(北海道開発分科会計画部会設置要綱の廃止)
- 2 北海道開発分科会計画部会設置要綱（令和3年10月14日北海道開発分科会決定）は、廃止する。